

この表中の種数の値は、既に川崎市内で見ることができなくなっているものが含まれている可能性があるとともに、この種数のみで川崎市の生き物や生き物の生息・生育環境とその変化等を捉えることは困難である。また、一部では個体数や分布範囲の増加あるいは減少が指摘されている種や分類群も見られることから、それらは生息・生育環境の変化を示している可能性はある。

今後、橘樹官衙遺跡群の保存・活用を図っていく中では、古代の景観等をリアルに感じてもらえる工夫も必要になると考えられることから、現在の生き物の種類や分布等をもとに、過去の文献・記録等を参考にしつつ、官衙が成立した古代における生き物（植生や生物等）をより知る必要がある。

第1表 川崎市内における生き物の確認種数（「生物多様性かわさき戦略」（令和4（2022）年）より）

分類群	植物	哺乳類	鳥類	は虫類	両生類	昆虫類	魚類	計
種	1,183	7	91	12	6	1,011	25	2,335

## 第2節 歴史的環境

### （1）遺跡群周辺の歴史的な経過

「橘樹官衙遺跡群」や「橘樹郡家」の「橘樹（たちばな）」は、古代の地方行政単位の1つである橘樹郡を指している。橘樹の名の初見は、『日本書紀』安閑天皇元年条（534年）の記事に載る、朝廷に献上された屯倉4ヶ所の1つとしての「橘花」屯倉である。和銅6（713）年に出された勅により、地名は2字の好字を用いて表記することになった際、「橘」に「樹」を加えて「橘樹郡」とし、そのまま「たちばな」と呼んだ可能性が高いと推測されている。この橘樹郡は、現在の川崎市とほぼ同じ領域を有していたと考えられる。その橘樹郡の役所跡である橘樹郡家跡が所在している高津区千年は、近世から明治初期まで清沢村と岩川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に清沢村と岩川村が合併して橘樹郡千歳村となり、明治11（1878）年に村名変更した千年村の名を町名として引き継いだ地区である。明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橘樹郡橘村となり、昭和12（1937）年に川崎市に編入されるまで「橘樹」・「橘」という地名が伝統的に引き継がれた。翌年の昭和13（1938）年に現在の宮前区・多摩区の地域が川崎市に編入されたことにより、古代から続いた橘樹郡は消滅したが、「たちばな」の名称は現在でも地区名や学校、施設、企業等の名称として地域の中で生き続けている。

影向寺遺跡が所在している高津区北野川・宮前区野川本町3丁目は、近世から明治初期まで上野川村と下野川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に上野川村と下野川村が合併して橘樹郡野川村となり、明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橘樹郡宮前村となり、昭和13（1938）年に川崎市に編入され川崎市野川になった。

### （2）川崎市の歴史的な特徴

川崎市内の丘陵から流れる矢上川・三沢川・五反田川・有馬川・平瀬川等の小河川は、いずれも多摩川または鶴見川に合流し、この二つの水系を中心に古くからの流域文化が形成された。また、江戸時代の初期には多摩川から分水した二ヶ領用水が開削され、流域諸村を広く潤した。こ

うした河川・用水を有する風土が、地域の歴史の展開にさまざまな影響を与えた。

市域で、人類の活動の痕跡が初めて見られるのが、約3万年前の旧石器時代であり、鷲ヶ峰遺跡（宮前区菅生ヶ丘）、黒川東遺跡（麻生区黒川）、早野上ノ原遺跡（麻生区早野）等の遺跡が知られている。

縄文時代では、草創期（16,000～11,500年前）の微隆起線文土器等が出土した万福寺遺跡群（麻生区万福寺）があり、出土した土器群は川崎市重要歴史記念物に指定されている。早期（11,500～7,000年前）には、早期後半の土器型式である「子母口式土器」の標式遺跡であり、当該期の貝塚として全国的にも著名な神奈川県指定史跡である子母口貝塚（高津区子母口）が所在する。子母口貝塚からは、土器・石器とともに、マガキ・ハマグリ・ヤマトシジミ等の貝類やイノシシ・シカの獣骨、スズキ・クロダイ等の魚骨が発掘されており、当時の生活をうかがうことができる。前期（7,000～5,500年前）には、前期末の土器型式である「十三菩提式土器」の標式遺跡である十三菩提遺跡（宮前区南野川）が所在する。中期（5,500～4,500年前）の中頃から遺跡数が増加し、野川西耕地遺跡（宮前区野川台ほか）、潮見台遺跡（宮前区潮見台）、宮添遺跡（麻生区はるひ野）等からは、中央に広場のある円形または馬蹄形の集落跡が確認されている。後期（4,500～3,200年前）には、初頭には市域で住居を伴う遺跡が見られるが、中頃以降になると急激に遺跡が減少し、晩期（東日本では3,200～2,400年前）には下原遺跡（多摩区長尾）以外、住居を伴う遺跡は発見されていない状況である。

弥生時代は、東海系の条痕文土器が出土した久地伊屋之免遺跡（高津区久地）等が確認されており、中期前半頃（2,200～2,100年前）から始まると推定されている。その後、中期後半（2,100～2,000年前）には、稲作農耕を中心とした社会が形成され、集落数が増加した。後期（2,000～1,800年前）になると、急激に遺跡数が増加し、集落の周囲に溝を巡らした環濠集落や方形周溝墓等の墓域が作られるようになった。また、通称「加瀬山」と呼ばれる丘陵斜面部に作られた南加瀬貝塚（幸区南加瀬）は、全国的にも珍しく、縄文時代の貝塚の上に弥生時代の貝塚が形成されていたことが発掘調査で判明し、縄文時代と弥生時代の先後関係を明確にした、学史上きわめて重要な遺跡として知られている。

古墳時代になると、階級の差が明確化し、政治経済の発展とともに市域各地に出現した豪族を中心とする社会が形成され、白山古墳（幸区南加瀬）のように全長87mを超える大型の前方後円墳も築かれた。さらに、古墳時代後期から終末期（1,550～1,350年前）になると、矢上川や多摩川に面した丘陵部や台地上には、前者には蟹ヶ谷古墳群（高津区蟹ヶ谷）や神奈川県指定史跡である西福寺古墳（高津区梶ヶ谷）、神奈川県指定史跡である馬絹古墳（宮前区馬絹）等の馬絹・梶ヶ谷古墳群が築造され、後者には根岸古墳群（多摩区枳形）等の古墳群が築造された。

奈良・平安時代は、大宝元（701）年に施行された大宝律令により、市域のほぼ中央に位置する高津区千年に郡の役所である橘樹郡家がつくられ、「橘樹郡」として五畿七道や国郡里制による律令国家の地方支配体制に組み込まれた。また、当時最先端の文化である仏教文化を取り入れ、郡家の西側に隣接して古代寺院が造営された。古代寺院から現在までつながる影向寺には、11世紀後半に製作されたと推定される国重要文化財である木造薬師如来両脇侍像等、多くの貴重な文化財が見られる。また、川崎市重要歴史記念物に指定されている能満寺（高津区千年）の木造聖観世音菩薩立像、東光院（麻生区岡上）の木造兜跋毘沙門天立像等、古代の仏教文化を伝える平安仏が市内に残されており、市域における古代の仏教文化をうかがうことができる。また、古代には火葬が行われるようになり、五反田川や有馬川流域で多くの火葬蔵骨器が発見されてい

る。前述した白山古墳（幸区南加瀬）の南麓で発見された、市内出土品で唯一の国宝である秋草文壺も火葬蔵骨器として利用されたものである。

鎌倉時代になり、鎌倉幕府が開かれると、源頼朝の御家人・稲毛三郎重成は、現在の多摩区を拠点に小沢城等を築き、幕府の防衛線の一角を担った。また、鎌倉時代前期には、麻生区王禅寺の山中で日本最初の甘ガキが発見され、「禅寺丸柿」と呼ばれ今に伝わっている。

室町時代には、太田道灌が幸区の加瀬山に城を築こうとした伝承が残っており、それが現在も公園名等に残る「夢見ヶ崎」の由来とされる。その後、室町時代後半（戦国時代）になると、市域は小田原北条氏（後北条氏）の領国となり、支配の様子を伝える古文書が中原区の日枝神社や泉澤寺等に残されている。

江戸時代には、東海道に川崎宿が成立し、将軍のための御殿や地域支配の拠点である代官の陣屋がおかれた中原往還の小杉、矢倉沢往還（大山街道）の二子・溝口、津久井道の登戸等の宿場的な村々を中心に地域の開発が行われた。市域の主要な生産は農業であり、特に江戸時代初期から塩の確保については、大師河原村周辺に塩田を開く等して積極的に行われたほか、川崎領の梨、溝の口村の醤油、多摩丘陵での養蚕、禅寺丸柿や黒川炭等、各地域の特産品の生産がさかんになった。

明治時代に入ると、近代工場の進出等により、急速に工業化への道を辿っていくことになった。特に江戸時代、川崎宿には町人や職人が定住していたので、後の近代的な町を形成していく母体になった。

昭和時代には、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきたが、今日では最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野等の研究開発機関や企業が集積する、世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。

### （3）川崎市における歴史・文化資源の状況

川崎市内には、令和7（2025）年4月1日現在、史跡橘樹官衙遺跡群を含め国指定文化財19件（建造物7、絵画2、彫刻1、工芸2、古文書2、書跡・典籍1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1）、県指定文化財27件（建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2）、市指定文化財117件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書11、考古資料17、無形民俗文化財3、有形民俗文化財10、史跡1、天然記念物1）の合計163件の指定文化財とともに、国登録文化財12件（登録有形文化財10、登録記念物2）、県選択無形文化財1件がある。

また市内で、市民生活・市民文化や地域風土等に根ざして継承されてきた文化財を地域の宝として顕彰及び記録し、まちづくり等に寄与することを目的として「川崎市地域文化財顕彰制度」を平成29（2017）年度に創設し、令和7（2025）年4月1日現在、川崎市地域文化財として264件を決定している。

## 第3節 社会的環境

### （1）人口

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市は、神奈川県東部に位置している。東京都心からはほぼ20km圏であるとともに、西側に隣接する横浜市の中心部、横浜駅周辺からも10km圏で、二大都市

圏のほぼ中間に位置する。川崎市は、大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市・北九州市・札幌市に次いで、昭和47（1972）年4月1日に政令指定都市に移行した。政令指定都市移行と同時に5区からなる区制を施行したが、昭和57（1982）年に分区を実施し、現在市域は7区の行政区に区分されている。令和7（2025）年5月1日における川崎市の人口は1,556,975人、世帯数は793,600世帯、人口密度は10,786人/㎢である。

全国的に人口減少が進む中、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性等から、活力ある都市として人口の増加が続いている（第5図）が、令和3（2021）年に公表した将来人口推計では、令和12（2030）年をピークとして人口減少へ転換することが見込まれている。

また市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の経済センサス-基礎調査（基幹統計調査）の結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。令和2（2020）年国勢調査での就業人口は717,354人で、第1次産業従業者は2,625人（0.4%）、第2次産業126,522人（18.3%）、第3次産業は563,476人（81.3%）となっている。



第5図 川崎市の世帯数・人口の推移（各年10月1日現在）

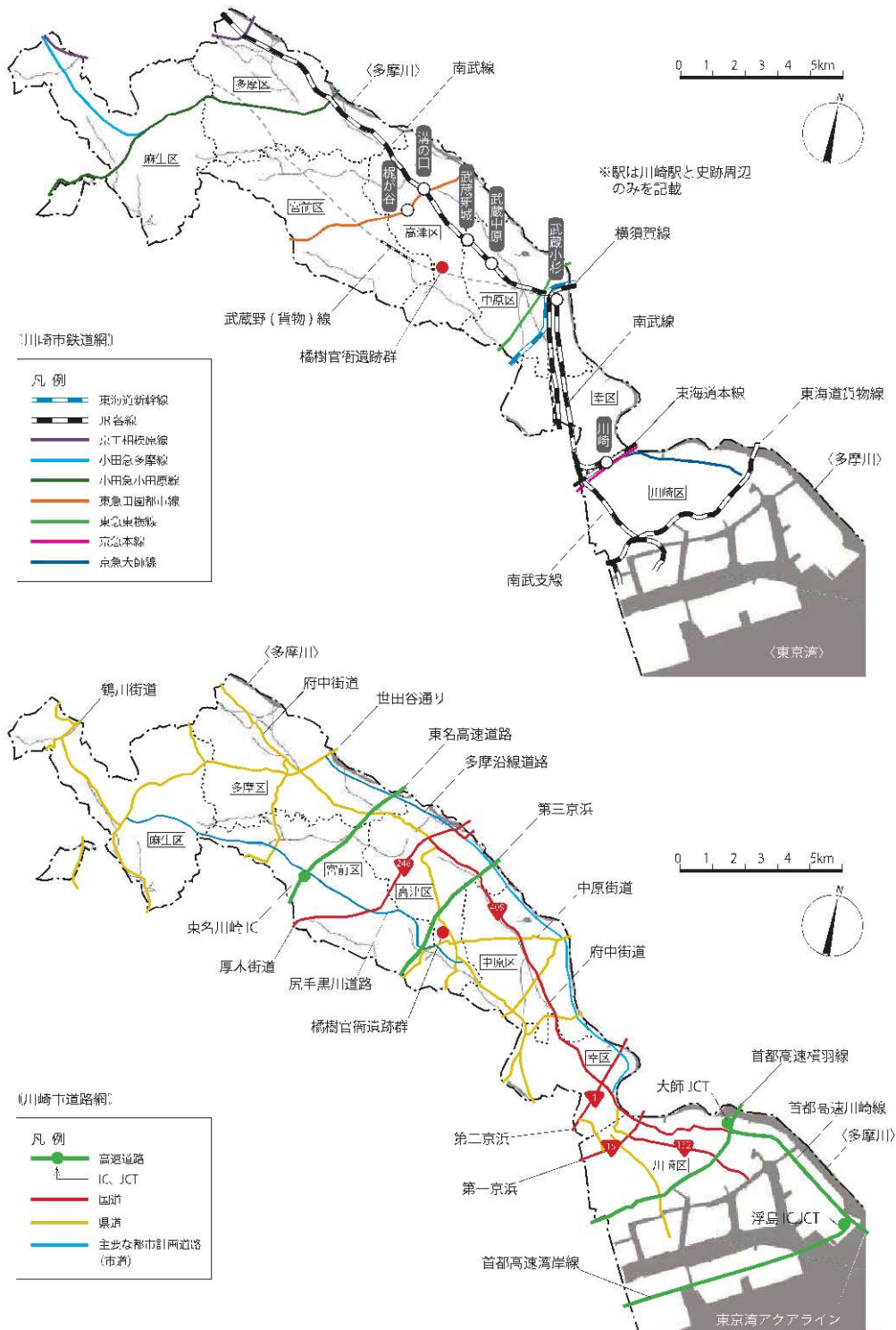
## (2) 土地利用

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。令和2（2020）年度における市域の土地利用のうち、自然的土地利用が2,046ha、都市的土地利用が12,389haであり、令和7（2025）年3月現在、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha（市の総面積の88.2%）、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の約11.8%）である。

## (3) 交通アクセス（鉄道・道路）

川崎市には多くの鉄道路線があり、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路

線、55駅が運行されている。また道路交通網では、高速道路として東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等）が通るとともに、一般国道1号（第二京浜）・15号（第一京浜）・132号・246号（大山街道）・357号・409号（府中街道）等の道路網も整備されている。また、神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号（世田谷町田線）等、東西をつなぐ要衝として多くの道が存在している（第6図）。



第6図 川崎市内における交通アクセス（上：鉄道、下：主要道路）

#### (4) 公共施設・学校

川崎市には、令和7（2025）年5月1日現在、社会教育施設として、市民館（分館含む）13館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13館、県立図書館1館とともに、市立及び私立等の登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設が合わせて23館所在している。

また、市域には10校の私立大学、2校の私立短期大学、1校の市立大学、14校の県立高校、5校の市立高校、6校の私立高校等とともに、市立小学校115校、市立中学校52校等が所在している。

## 第4節 史跡指定地の状況

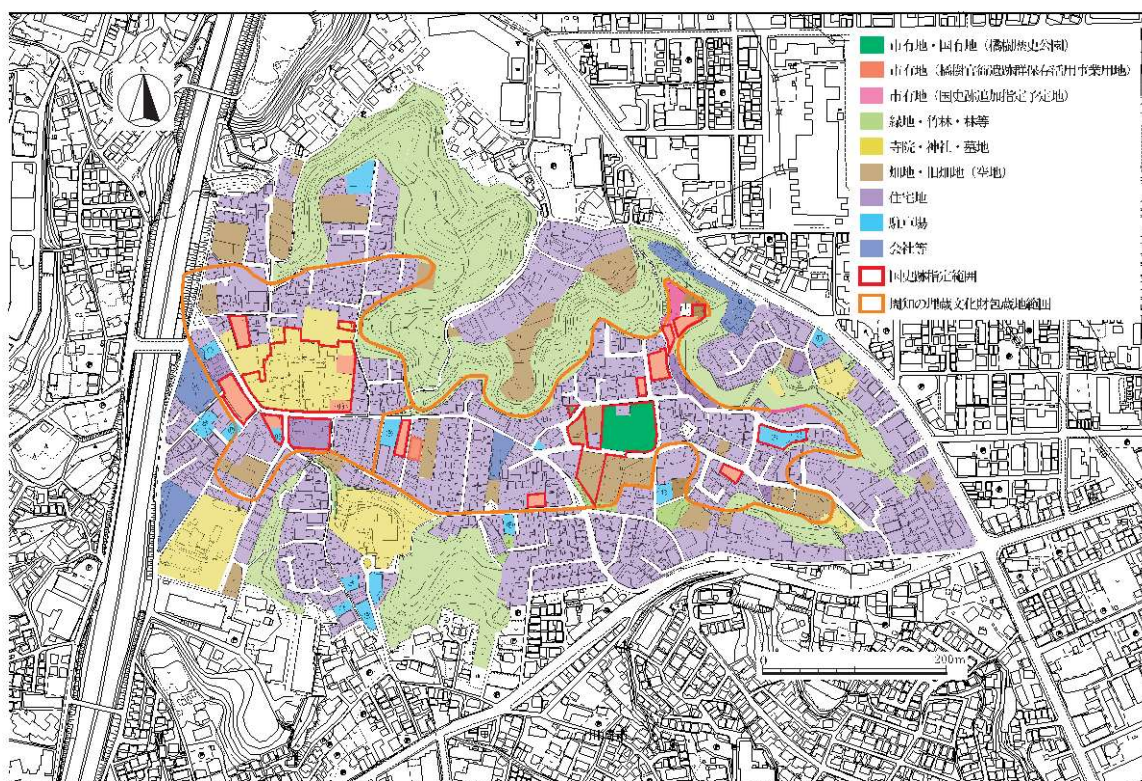
### (1) 土地の所有状況

史跡橋樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は43.22%（国有地2.53%、市有地40.69%）であり、その他宗教法人が29.14%、個人所有地が27.63%である。

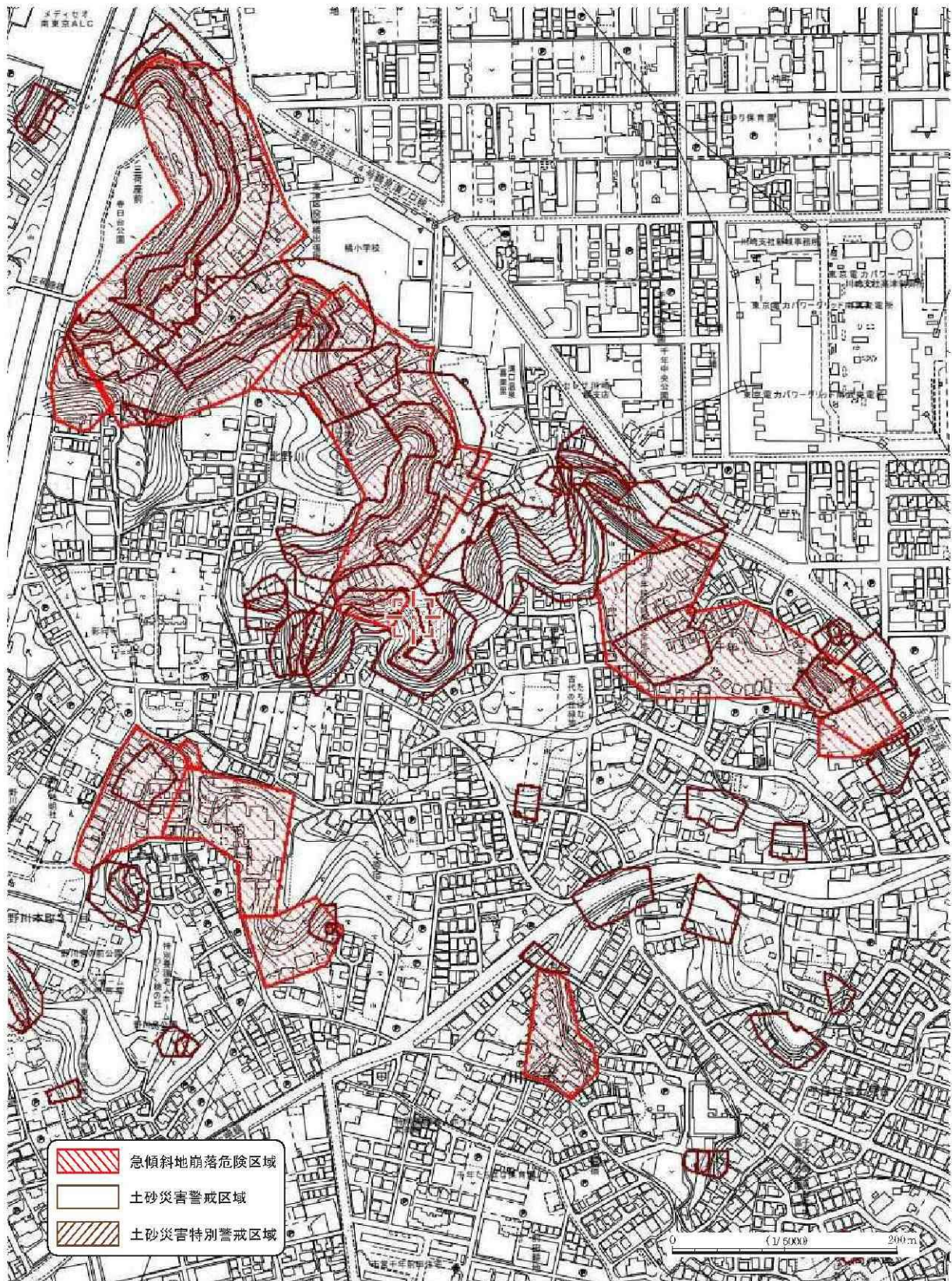
### (2) 土地の利用状況

史跡指定地における土地の利用状況は、畑地在約27%、寺院・神社が約28%、公有地（公園・道路等）が約40%、住宅地在約5%である。

また、保存活用計画の地区区分A・B地区では、特別緑地在0.5%、畑地在8.6%、会社が1%、寺院・神社が8%、鉄塔在0.5%、市有地（公園・道路等）が8.8%、住宅地70.6%、駐車場2%である（第7図）。



第7図 橋樹官衙遺跡群及びその周辺の土地利用状況図



第8図 橘樹官衙遺跡群及びその周辺におけるハザードマップ（土砂災害等）

(3) 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号

## 第3章 史跡橘樹官衙遺跡群の概要

### 第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代に入って以降、住宅建設等の開発事業が数多く行われてきたことから、市教委がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。その中で、平成8（1996）年に実施された開発事業に伴う事前の発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡家の倉庫群であると推定された。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡家の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を川崎市議会に提出し、翌年度に趣旨採択された。また、市教委はそれを受け、平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施して遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成16（2004）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡－第1～8次発掘調査報告書－』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に、橘樹郡家跡の一部である国有地1,645.25㎡の買収等を行い、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民に供用を開始した。また、平成24（2012）年度に政策決定した「基本的な考え方」に基づき、たちばな古代の丘緑地西側隣接地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡家跡を国史跡として指定するための様々な取組を行った。

こうした取組を進める中、文化庁から、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡家跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であり、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指した方が良いとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡家跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すこととし、土地所有者等への説明、土地所有者・土地権利者からの同意書取得後、平成26（2014）年7月に市教委から文部科学大臣あての国史跡指定の意見具申書を提出し、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、同年11月21日に国史跡指定の答申を受けた。その後、平成27（2015）年3月10日の官報告示により、橘樹官衙遺跡群は本市初の国史跡に指定された。

その後、平成30（2018）年1月及び7月、令和2（2020）年7月、令和3（2021）年1月及び8月に、市教委から文部科学大臣あてに国史跡追加指定の意見具申書を提出し、国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、平成30（2018）年10月15日、平成31（2019）年2月26日、令和3（2021）年3月26日及び10月11日、令和4（2022）年3月15日の官報告示によりそれぞれ国史跡に追加指定された。

### 第2節 指定の状況

#### （1）指定告示

名称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部：（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

平成30（2018）年10月15日付け 文部科学省告示第195号 [追加指定]  
平成31（2019）年2月26日付け 文部科学省告示第26号 [追加指定]  
令和3（2021）年3月26日付け 文部科学省告示第49号 [追加指定]  
令和3（2021）年10月11日付け 文部科学省告示第164号 [追加指定]  
令和4（2022）年3月15日付け 文部科学省告示第29号 [追加指定]

## （2）指定説明文と史跡指定範囲

標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橋樹郡家正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と、評の役所の施設の可能性がある掘立柱建物跡等も検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子が見えてくる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦等から、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希少な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

【地番】415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、423番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3、429番2、438番1、440番1、441番1、442番、447番1、447番2、447番4、447番5、467番11

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字蟻山

【地番】480番2、480番3、482番1、523番1、523番2、523番3、2265番1、2265番2

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字上原宿

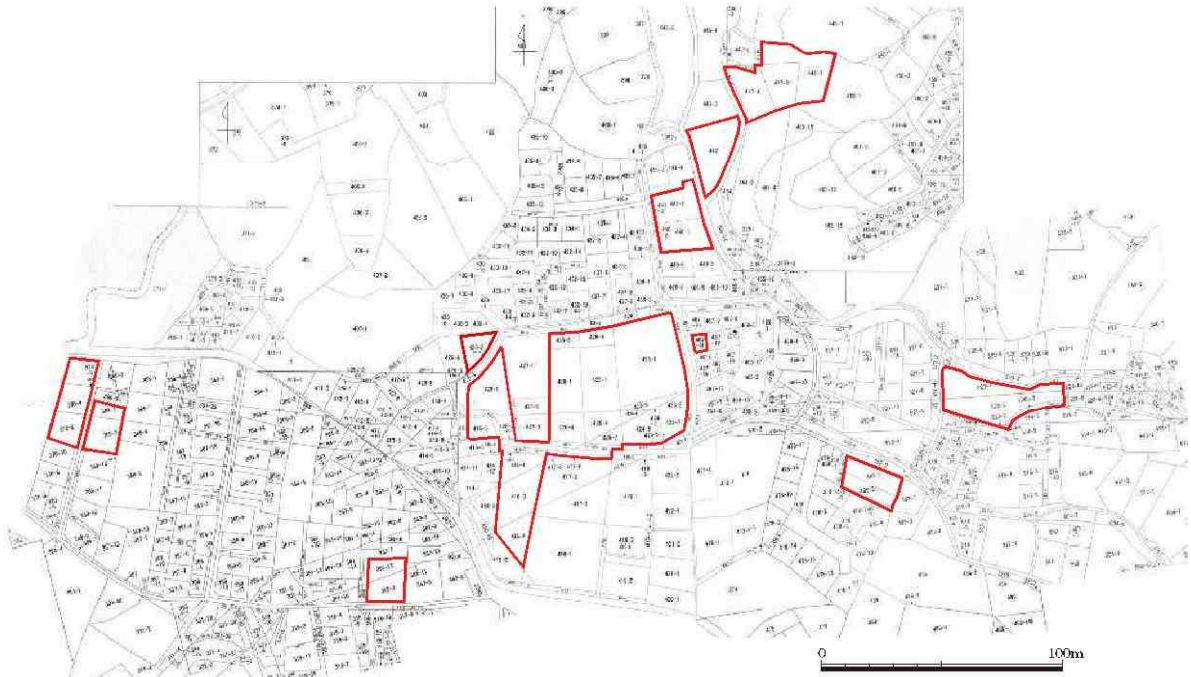
【地番】362番3、362番13、369番2、369番1、370番2、370番3、370番4

【所在地】神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地

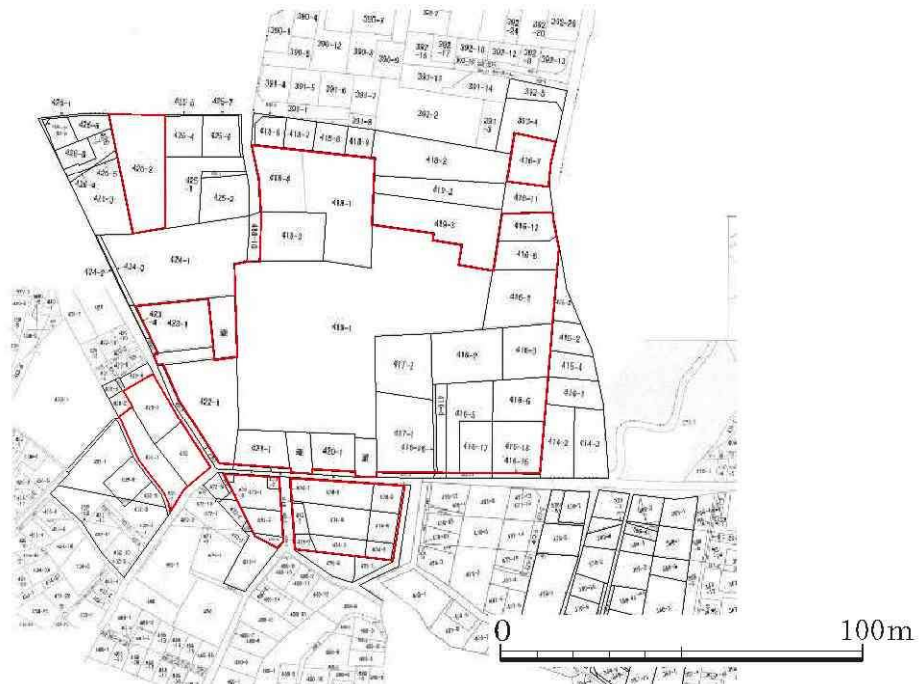
【地番】416番1、416番2、416番3、416番4、416番5、416番6、416番8、416番12、416番16、416番17、416番18、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1、426番2、429番2、430番、431番1、431番7、473番1、473番2、473番3、473番4、473番5、474番1、

474 番 2、474 番 3、474 番 4、474 番 5、474 番 6、474 番 7、474 番 8、474 番 9、  
474 番 10、474 番 11、475 番 2、475 番 3、475 番 5、475 番 6

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 415 番 8 と同 416 番 5 に挟まれ同 417 番 5  
と同 425 番 3 に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地 417  
番 1 と同 420 番 1 に挟まれ同 417 番 3 と同 420 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同  
420 番 1 と同 421 番 1 に挟まれ同 420 番 2 と同 421 番 2 に挟まれるまでの道路敷、  
同 422 番 1 と同 422 番 2 に北隣する道路敷を含む。



第9図 史跡橘樹官衙遺跡群指定範囲図 (橘樹郡家跡)



第10図 史跡橘樹官衙遺跡群指定範囲図 (影向寺遺跡)

### 第3節 橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果

#### (1) 橘樹官衙遺跡群—千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕

##### ①千年伊勢山台北遺跡の調査

橘樹郡家跡の調査を実施する直接の発端は、平成8（1996）年に川崎市高津区千年字伊勢山台で宅地造成事業が計画されたことである。この宅地造成事業に伴い、盛土等により現状保存できる住宅建設範囲は対象外とし、遺跡に影響が及ぶ道路敷設範囲を調査対象として、平成8（1996）年6月13日～8月9日に「千年伊勢山台北遺跡」の発掘調査が実施された。限られた範囲の調査であったが、調査の結果、東西方向に整然と並ぶ7棟の掘立柱建物が発見された。この総柱建物の規模・構造・配置等は、各地の郡家遺跡で明らかになりつつあった郡家正倉群と同様の特徴が認められたことから、この遺構群が古代武蔵国橘樹郡の役所である橘樹郡家の正倉跡ではないかと推定された。神奈川県内における郡家推定遺跡としては、武蔵国都筑郡家（横浜市都筑区）、相模国鎌倉郡家（鎌倉市）、相模国高座郡家（茅ヶ崎市）に次ぐ4番目の例であり、非常に貴重な遺跡であることが判明した。

##### ②橘樹郡衙推定地確認調査事業

千年伊勢山台北遺跡の調査による重要な発見を受け、市教委では、川崎市の歴史・文化を解明する上で重要な遺跡であると判断し、本遺跡が所在する川崎市高津区千年字蟻山・伊勢山台・上原宿を対象として、橘樹郡家の詳細な内容を把握するための確認調査を実施することが必要と判断した。そこで、市教委は、平成8・9（1996・1997）年度に学識経験者からの指導・助言を受けながら事前準備を進めるとともに、地元の千年町会や調査を実施する土地所有者への調査協力の依頼を行う等の調整を経て、橘樹郡衙跡の範囲や内容を確認するため橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施することとし、平成10（1998）年度から平成15（2003）年度までの6年間、高津区千年字伊勢山台及びその隣接地を対象として確認調査（千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1～8次調査）を実施した。このうち、第1～6次調査までは、正倉院と推定される地区の性格究明や郡庁所在地確認などのために、地権者の協力を得て発掘区を設定し、国庫補助事業として確認調査を進めたが、この事業最終の平成15（2003）年度になって、伊勢山台地区の第1・2次調査地（高津区千年字伊勢山台437-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では東西に並ぶ総柱建物が検出されており、すでに橘樹郡家正倉群の中心部であると推定されていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者と協議し、計画地全体に盛土を行い、遺跡を地下に保存して、将来は遺跡の活用が図れるようにするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象とした確認調査を実施することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第7次調査を実施した。

また、平成15（2003）年度には、蟻山地区の第6次調査3区として調査した土地（高津区千年字蟻山521-1）で宅地造成計画が具体化した。この地区では、千年伊勢山台北遺跡や千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1・2次調査で発見された総柱建物とはやや異なる建物配置をとる総柱建物群の存在が明らかになっていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者や土地所有者と協議を行い、第7次調査地点と同様、遺跡を地下に保存できるよう計画地全体に盛土することとするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象として確認調査することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第8次調査として実施した。この

第7・8次調査は、市単独経費として実施した。

この第1次から第8次に及ぶ橘樹郡衙推定地確認調査事業によって、正倉と推定できる遺構が伊勢山台地区から蟻山地区に分布していること、上原宿地区にも郡家関連遺構が存在することを確認した。こうした調査成果は、平成16（2004）年度に『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡-第1～8次発掘調査報告書-』（以下「確認調査報告書」という。）として刊行され、この事業は完了した。

### ③ガス管理設工事に伴う調査

橘樹郡衙推定地確認調査事業による平成15（2003）年度の現地調査が終わり、確認調査の成果を報告書としてまとめる準備をしていた平成16（2004）年3月、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター（以下「東京ガス」という。）が高津区千年字伊勢山台一帯で実施する、ガス管理設工事計画を確認した。そこで急遽、東京ガスに連絡を取り、当該事業地は川崎市が重点的に調査・保存を進めている橘樹郡家跡内にあたるため、工事着工前に文化財保護法第93条に基づく届出（以下「法93条届出」という。）が必要であるとともに、事前に遺跡の取扱いについて市教委と協議が必要である旨を伝えた。それを受け、東京ガスから今後の取扱いについて市教委に照会があったため、市教委は東京ガスと協議を行った。

東京ガスからは、当該事業が地元市民からの早期着手要請を受けて実施するものであり、平成16（2004）年4月下旬には工事を開始したいとの要望があった。これに対し市教委としては、事業計画地は公道上であるためすでに遺跡が破壊されている可能性は高いが、川崎市の重要な遺跡である橘樹郡家跡内にあたり、遺跡の現状を確認する作業は必要であることを説明した。協議の結果、本来は市教委により事前に試掘または確認調査を実施する必要があるが、地元要望に基づいた事業で着工までは時間がないうえ、当該事業が公道上で占用許可申請や掘削後の仮復旧などが必要となるが、市教委ではすぐに対応できないことから、東京ガスの工事着工に合わせて市教委による工事立会を実施し、遺跡が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることで合意した。また今後、周知の埋蔵文化財包蔵地内でガス管理設工事等を実施する計画が生じた場合には、早急に市教委に連絡し、遺跡の取扱いについて協議することも確認した。協議が成立したのを受け、東京ガスが法93条届出を提出したことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、伊勢山台地区から蟻山地区にかけての公道下でも、郡衙関連遺構が遺存していることを確認した。

平成17（2005）年11月になり、平成16（2004）年度の確認通り、東京ガスから市教委に対して、高津区千年から影向寺（宮前区野川：現野川本町3丁目）にかけてガス管理設工事を実施する計画があるとの連絡が入った。第9次調査の結果等から、当該計画範囲についても遺構が現存する可能性が高いため、第9次調査と同様、市教委による工事立会を実施し、遺構が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることになった。その後、東京ガスから法93条届出が提出されたことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、第9次調査同様、遺構が遺存していることを確認した。当該調査は第9次調査に続く調査として、第10次調査と呼称することにした。

#### ④近年の開発事業に伴う調査（平成25（2013）年度）

平成25（2013）年6月、川崎市高津区千年字上原宿360-1ほかについて、開発事業者から開発事業の説明と埋蔵文化財に係る取扱いについての照会があった。当該地は、過去に川崎市が実施した橘樹郡衙推定地確認調査事業において調査を実施した上原宿地区内であり、弥生時代の集落跡や環濠が検出されていることから、市教委は遺跡に影響が及ぶ開発を実施する場合、事前の発掘調査が必要になる旨を回答した。その後、市教委と開発事業者で協議を行い、当該地における開発事業は遺跡を地下に保存できる計画とすることで合意したことから、開発事業者に遺跡の詳細なデータを提供するため、市教委が当該地全体の確認調査を第12次調査として実施することとした。その結果、上原宿地区にも官衙関連の大型建物が存在することが確認できた。

また、平成25（2013）年7月上旬、市教委が高津区千年字伊勢山台417-1ほかの土地所有者に橘樹郡家における今後の取組みについて説明を行った際、当該地東寄り約1/3の範囲について天地返し等の土壌改良工事及びビニールハウス建設等の事業計画を実施する意向であることを伝えられた。そこで、市教委は遺跡の取扱いについて土地所有者と断続的に協議を行った。市教委は、当該地が千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第3次調査E区にあたり、すでに橘樹郡家関連遺構を確認しているため、現状のまま遺跡を保存しつつ耕作を続けてもらえるよう調整を図ったが、土地所有者の意向もあり、土壌改良を行う範囲について、事前に記録保存を目的とした発掘調査を実施することになった（第13次調査）。調査の結果、橘樹郡家関連遺構を検出したことから、調査後、改めて土地所有者と遺跡の取扱いについて再度協議を重ねた結果、土壌改良工事などの事業は行わず、これまで通り、遺跡を保存しながら耕作するとの同意を得られ、現状保存として取扱うことができた。

#### ⑤橘樹官衙遺跡群確認調査事業（平成26（2014）年度～）

平成24（2012）年度に、橘樹郡家正倉院範囲内において集合住宅建設の計画が生じ、遺跡が破壊される可能性が高まったことから、将来にわたり遺跡の保存を図るため、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、遺跡群の価値を高め、橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けて、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を平成26（2014）年度から開始した。その結果、調査成果等からその価値が認められ、平成27（2015）年3月10日に、史跡橘樹官衙遺跡群として指定された。

国史跡指定後、さらに遺跡群の価値を高めるとともに、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕の全容解明に向け、市教委は調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を実施することとした。この事業に伴い実施した千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕の調査は、平成26（2014）年度～令和7（2025）年度までに31回実施し、大きな成果をあげている。

なお、第30次及び第35次調査については、史跡整備事業に伴う確認調査である。

#### （2）橘樹官衙遺跡群－影向寺遺跡

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた、南関東屈指の古刹として知られている。また、江戸から多摩川を渡ってすぐという地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵国風土記稿』、『江戸名所図会』、『江戸名所記』などで紹介されるなど、古くから人々の関心が寄せられてきた。近代以降には、考古学的な関心が向けられ、影向寺及びその周辺で採集される古瓦の研究が行われ、影向寺から出土する古代の瓦には奈良時代の瓦と平安時代の瓦の

2種類あることなどが指摘されてきた。その後、影向寺及びその周辺においては、長い間発掘調査が行われることもなく、影向寺の変遷・伽藍の構成など不明な点が多かった。しかし、1970年代に入り、影向寺周辺でも都市化の波が押し寄せ始め、昭和50（1975）年、影向寺北側の畑地において住宅建設工事が実施されることになり、初めてその事前の発掘調査が実施された（第1次調査）。この第1次調査以降、影向寺境内及びその周辺では、住宅建設工事に伴う発掘・確認調査が8回、影向寺関連施設建設工事に伴う発掘調査が4回、影向寺境内墓地整備工事に伴う発掘調査が3回、合計15回の発掘調査が実施された。

平成24（2012）年度になり、将来にわたり遺跡の保存を図るため、影向寺遺跡は千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕とともに橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26（2014）年度から実施することにした。調査は、調査整備委員会の指導・助言を受けながら実施し、平成28（2016）年度～令和7（2025）年度までに27回（影向寺遺跡第16次調査～第42次調査）を実施している。

なお、第21次及び第22次調査については、橘樹官衙遺跡群確認調査事業とは別に、民間開発事業に伴い実施された発掘調査である。

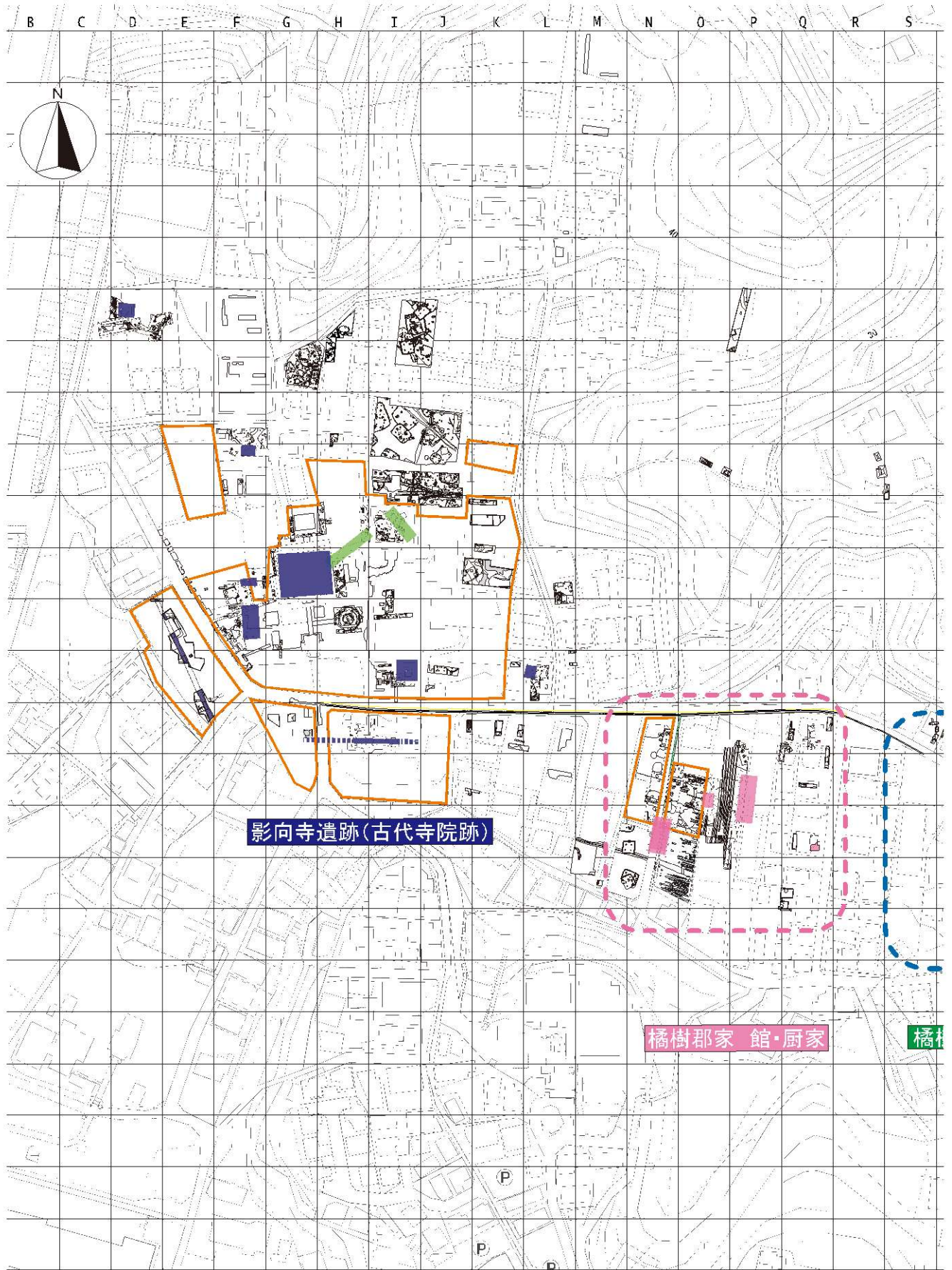
#### 第4節 遺跡群における保存整備状況

橘樹官衙遺跡群については、平成27（2015）年3月10日の国史跡指定後、平成30（2018）年度に第1期整備基本計画の策定を行った。その後、第1期整備基本計画の短期計画第1期に基づき、令和元～5（2019～2023）年度、史跡橘樹官衙遺跡群のうち、「旧たちばな古代の丘緑地」部分及びその西側隣接地において史跡整備を実施した。整備対象地については、地域住民及び市民等にとっての憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備した。

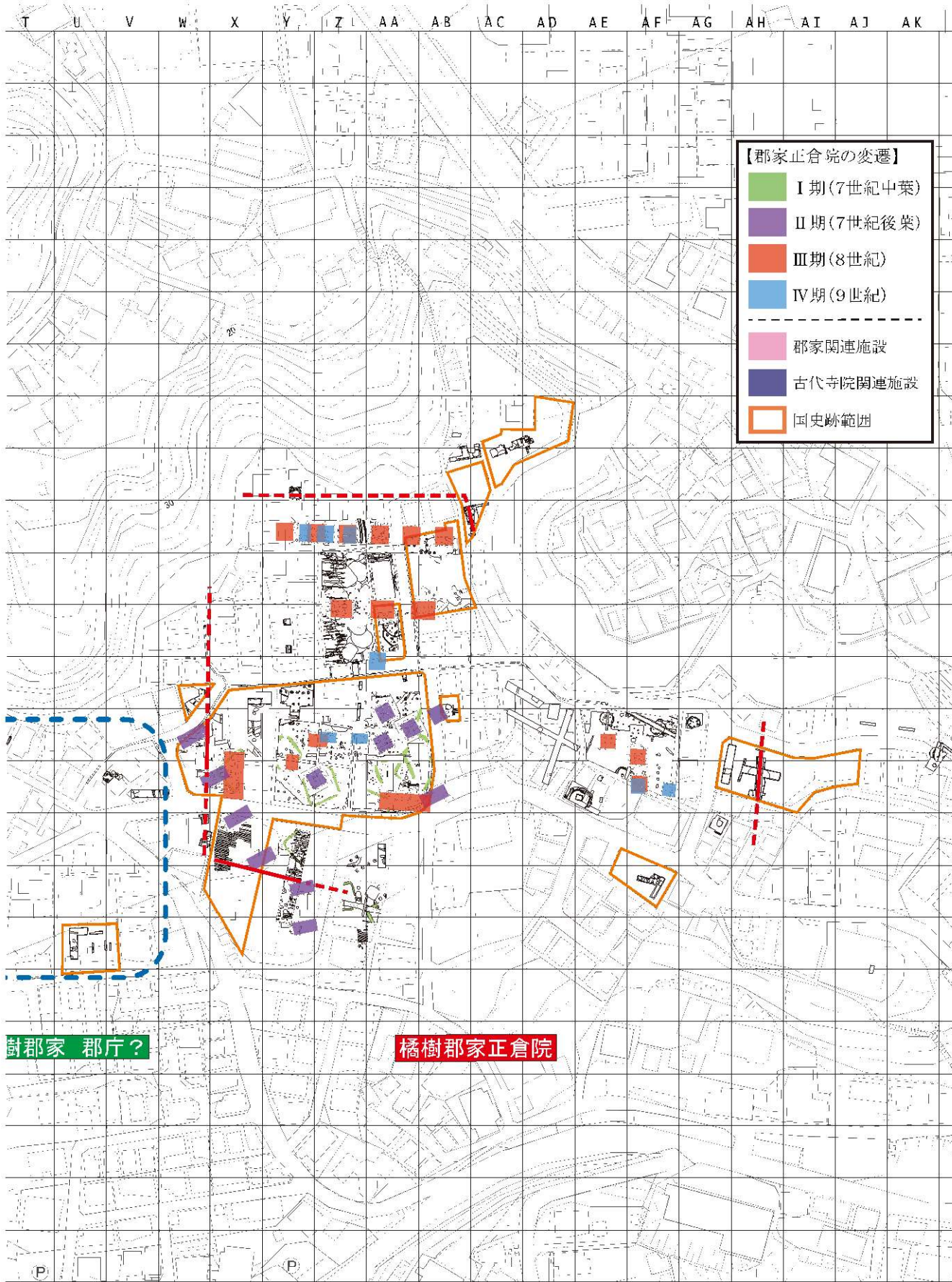
そして、令和6（2024）年5月18日に「橘樹歴史公園」としてオープンし、一般に供用を開始しており、多くの人に利用されている。



写真1 橘樹歴史公園（南東から）



第11図 橘樹官衙遺跡群関連施設推定配置図 (S=1/2,000)



# 第4章 整備の方針と目標

## 第1節 基本方針

史跡橋樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橋樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡橋樹官衙遺跡群の整備については、次の視点を持ちながら、全体として郡家や古代寺院等の景観が理解できるような整備を目指すものとする。また、示した視点を考慮し、各々の必要性、規模等の適切性・妥当性等を確認し、社会状況を踏まえながら、必要に応じて整備を行うものとする。

なお、整備の詳細な仕様等については、令和4・5（2022・2023）年度における第1期整備基本計画短期計画第1期に基づく橋樹歴史公園の整備で用いた仕様等に準拠する。

### 【視点】

- (1) 史跡橋樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための機能
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できるような機能
- (3) 史跡橋樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能
- (4) 史跡橋樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能
- (5) 史跡のサイン等、ガイダンス機能、便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能

## 第2節 整備目標

前述の基本方針、また、保存活用計画における活用の基本方針も踏まえ、史跡橋樹官衙遺跡群の将来目指すべき姿として、整備目標を次のように設定する。

①橋樹官衙遺跡群及びその周辺地域の歴史を身近に感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を体感できる場として整備する。
②自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的で多面的に活用ができる場として整備する。
③橋樹官衙遺跡群がかつて果たしていた、古代武蔵国の南部（川崎市及びその周辺地域）を中心とした文化・交流の結節点の役割を現代に継承し、この地域の歴史や文化を、市民だけでなく、広く周辺地域にも情報発信できる場として整備する。
④地域住民・市民等が絶えず行き交い、様々な交流を行うことができる文化的活動の拠点として整備する。

# 第5章 整備の基本計画

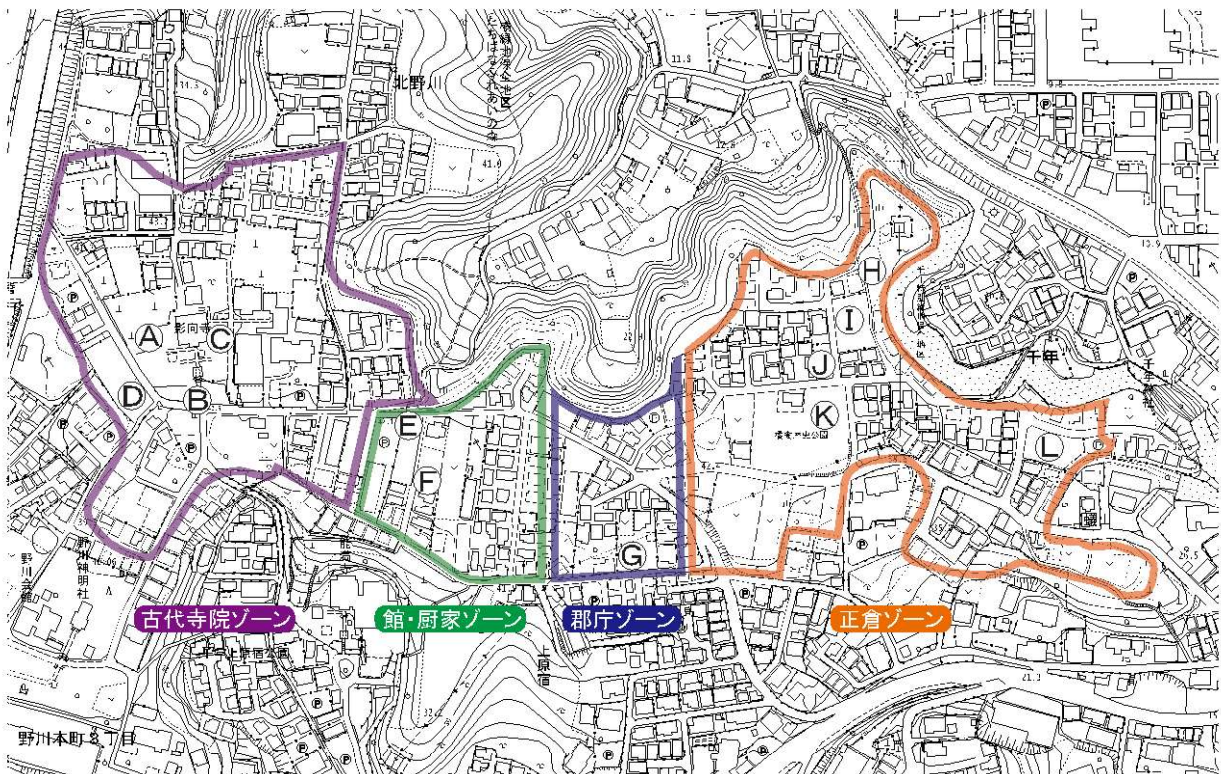
## 第1節 地区区分と地区別整備計画

### (1) 地区区分とその範囲 (第11図)

橘樹官衙遺跡群では、地域ごとに発見されている遺跡・遺構等の性格が大きく異なっているため、同じ内容・手法等で整備を実施することは困難である。そこで、整備基本計画においては、適切な整備を実施するため、現在の行政区分・字界、現地形等に考慮しつつ、遺跡・遺構等の内容・様相に合わせて、次の4つの地区（以下「ゾーン」という）を設定し、各ゾーンごとの整備計画を示すとともに、各項目ごとの整備内容も示す。

第2表 橘樹官衙遺跡群における地区（ゾーン）

ゾーン名	地区の範囲とその概要
①古代寺院ゾーン	現在の影向寺境内及びその周辺地域、遺構としては古代寺院の推定金堂跡、塔跡等
②館・厨家ゾーン	橘樹郡家正倉院と古代寺院の間の地域で、概ね現在の千年字上原宿の範囲、遺構としては橘樹郡家の館跡・厨家跡とその関連施設等
③郡庁ゾーン	橘樹郡家郡庁が展開すると推定される地域で、概ね現在の千年字上原宿の範囲、遺構としては橘樹郡家の郡庁跡とその関連施設等
④正倉ゾーン	橘樹郡家正倉院が展開する地域で、概ね現在の千年字伊勢山台及び蟻山の範囲、遺構としては橘樹郡家の正倉院及びその関連施設等



第12図 橘樹官衙遺跡群における地区（ゾーン）区分とその範囲



写真2 古代寺院ゾーン (A)



写真3 古代寺院ゾーン (B)



写真4 古代寺院ゾーン (C)



写真5 古代寺院ゾーン (D)



写真6 館・厨家ゾーン (E)



写真7 館・厨家ゾーン (F)



写真8 郡庁ゾーン (G)



写真9 正倉ゾーン (H)



写真10 正倉ゾーン (I)



写真11 正倉ゾーン (J)



写真12 正倉ゾーン (K)



写真13 正倉ゾーン (L)